

さいたま市子どもの権利に関する条例策定等支援業務 要求水準書

- 1 件 名 さいたま市子どもの権利に関する条例策定等支援業務
- 2 履行場所 さいたま市内
- 3 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 予算の上限額 6,777,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

5 業務の目的

さいたま市では、児童の権利に関する条約（通称「子どもの権利条約」）や、こども基本法の理念等を踏まえ、子どもの権利保障を総合的に捉え、理念、制度・しくみ、施策などが相互に補完し合う内容を備えた「(仮称)さいたま市子どもの権利条例」の策定を目指している。

その策定過程においては、子どもの意見を尊重するため、権利の対象となる子ども・若者からの意見を幅広く聴取することが必要となる。また理念だけでなく、条例の実効性を高めるとともに、幅広く市民や関係者からの理解を得ながら策定していく必要がある。

そのため、本業務においては、下記の点を重視しながら、一連の業務の実施及び条例策定に向けた支援を行うものである。

- ①子どもの権利条約やこども基本法、こども大綱の理念を踏まえること
- ②子どもの意見や、子ども・子育て等に関わる当事者の声を幅広く聞き、反映すること
- ③子どもにとっての最善の利益を優先すること
- ④本市の特性や課題など、様々な市の状況を踏まえること
- ⑤「(仮称)さいたま市子どもの権利救済機関」を設置すること

6 業務内容

「(仮称)さいたま市子どもの権利条例」(骨子案)の策定に向け、次の業務を行う。

(1) 子どもアンケート実施業務

本市における子どもの現状や課題、子どもの権利に関する認知、ニーズ等を把握し、その結果を条例策定や今後の施策に反映させるため、子どもを対象者としたアンケート調査を実施する。

① 対象者

市内在住、在学の18歳未満の子ども

②業務内容

ア. 全体企画及び調査票設計

手法はWEBアンケートでの実施を予定している。

委託者が別途実施する「子ども・若者ワークショップ」において収集した意見等を踏まえた調査内容とすること。

アンケートの種類は、委託者と協議のうえ、対象の年齢に応じ複数パターンを用意すること。

例：(小学校低学年用、小学校高学年及び中学生用、高校生用の3種類程度)

アンケートの内容は先進都市等の事例を参考に設計すること。

アンケートの配付は委託者側で行う予定である。

※但し、十分な回答数を得られる見込みがある等、他の実施手法の提案も可とする。

(参考：小学生約 68,000 人、中学生約 33,000 人、高校生約 3,400 人 いずれも市立学校在籍数)

4. 結果集計・分析

アンケートの結果を集計・分析すること。

分析はクロス集計等の多様な分析手法を用い、潜在的なニーズや課題の洗い出しを行うこと。

他の先進都市等との比較分析を行うこと。

5. 結果報告書の作成

グラフ等を効果的に活用し、視覚的に分かりやすくまとめること。

委託者が独自にデータ加工・活用できる形式で納品すること。

(2) 市民アンケート実施業務

子どもの権利に対する大人（市民）の認識、ニーズ、等を把握し、その結果を条例策定や今後の施策検討につなげるため、市民等を対象としたアンケート調査を実施する。

① 対象者

市民等

② 業務内容

ア. 全体企画及び調査票設計

手法は **WEB** アンケートでの実施を予定している。

アンケートの内容は先進都市等の事例を参考に設計すること。

アンケートの配付は委託者側で行う予定である。

※但し、十分な回答数を得られる見込みがある等、他の実施手法の提案も可とする。

4. 結果集計・分析

アンケートの結果を集計・分析すること。

分析はクロス集計等の多様な分析手法を用い、潜在的なニーズや課題の洗い出しを行うこと。

他の先進都市等との比較分析を行うこと。

5. 結果報告書の作成

グラフ等を効果的に活用し、視覚的に分かりやすくまとめること。

委託者が独自にデータ加工・活用できる形式で納品すること。

(3) 関係機関ヒアリング等実施業務

本市における、子ども関係機関の現状、子どもの権利に対する認識、ニーズ、「声をあげにくい子どもの意見(※)」等を把握し、その結果を条例策定や今後の施策検討につなげるため、本市において子ども・子育てに関わっている関係機関等を対象とした事前アンケート調査及びヒアリング調査を実施する。

※不登校、障害、いじめ、外国にルーツのある子ども、社会的養護のもとに暮らす子ども、幼

児など

① 対象機関

子ども・子育てに関わる関係機関（30件程度）

例：学校、保育園、行政、NPO、施設管理者、商業施設、不登校支援をはじめ、
子どもの相談・支援を担う団体など

② 業務内容

ア. 全体企画及び調査内容の設計

事前アンケート及びヒアリング内容の企画、設計を行うこと。

イ. 調査実施

事前アンケートの結果を集約・勘案し、各対象へヒアリングを行うこと。

ヒアリングの実施方法については、委託者及び各対象と協議のうえ、訪問、会場参加、オンライン等、柔軟に対応すること。

ウ. 結果集計・分析

事前アンケートの集計及びヒアリングの記録、分析を行うこと。

分析はクロス集計等の多様な分析手法を用い、潜在的なニーズや課題の洗い出しを行うこと。

エ. 結果報告書の作成

グラフ等を効果的に活用し、視覚的に分かりやすくまとめること。

多様な意見を分かりやすく整理しまとめること。

委託者が独自にデータ加工・活用できる形式で納品すること。

(4) 子どもの権利条例検討プロジェクト実施業務

ワークショップ等の手法により、子ども達自身が「権利を理解する」「意見を言う」「意見を条例へ反映する」「条例の策定に関わる」ことの体験を通じて出てきた意見を抽出、とりまとめをし、「(仮称)さいたま市子どもの権利条例」(骨子案)を策定する。

なお、提案に当たっては、下記の事項についても留意した提案とすること。

- ・事業の企画・運営にあたっては、多様な背景を持つ子ども達が、意見を言いやすい、意見を聴いてもらえる、安心・安全な環境づくりに努めること。
- ・事業の案内チラシや結果報告等の作成にあたっては、子どもに訴求し、多くの関心や高い参加率の確保につながるデザイン性を重視すること。

① 対象者

18歳以下の本市在住・在学の子どもの対象とし、幅広い年齢層や背景にある子どもの参加を募ること。

参加者数は25名程度を想定している。

② 業務内容

ア. 全体企画

本事業の目的を踏まえた効果的な手法を企画・提案すること。

意見収集の企画にあたっては、「子どもの権利」「子どもからの相談」「子どもの安心」「子どもの参加」等のテーマを提案すること。

実施回数は4回以上開催すること。

4. 参加者募集・管理

多くの参加が得られるよう、案内チラシ等、広報ツールの作成・活用も含め効果的な募集方法を提案、実施すること。

申請・参加者情報を適正に管理すること。

ウ. 当日運営

開催当日のファシリテーションを含めた効果的な実施手法について、提案、実施すること。

エ. 広報

開催の様子を広く発信するための効果的な手法を提案、実施すること。

オ. 分析・結果報告

収集した意見等の記録、分析を行うこと。

多様な意見を分かりやすく整理し委託者に報告すること。

委託者が独自にデータ加工・活用できる形式で納品すること。

(5) 報告書等の作成・提出

上記の各業務の結果報告に加え、以下の報告書等についても適宜作成し、委託者と協議のうえ提出すること。また、この他にも、委託者が関連する業務において必要と認められる資料等の作成について依頼することがある。

- ・ 事業実施報告書
- ・ 本業務を通じて作成、入手した資料等
- ・ 打ち合わせ議事録

なお、報告書等の提出方法は紙及び電子データとし、提出形式、方法等については、委託者と協議すること。

7 想定スケジュール

以下の想定スケジュールを踏まえた業務計画書を作成すること。業務の実施に当たっては、あらかじめ委託者の承認を得たうえで、必要な作業を実施すること。

なお、想定スケジュールについては、契約締結後及び契約締結中において、適宜変更することがある。

令和8年 5月中旬 業務委託契約締結

令和8年 7月～8月頃 子ども・若者ワークショップ（委託者にて実施）

令和8年 9月頃～ 市内、小、中、高校生向け、市民向けアンケートの実施

令和8年 9月頃～ 関係機関ヒアリングの実施

令和8年11月～3月頃 子どもの権利条例検討プロジェクト実施

8 委託者が負担する経費

- (1) 会場使用に係る経費
- (2) 講師等に係る経費

(3) 参加者への謝礼に係る経費

9 委託料の支払い

さいたま市業務委託契約基準約款に基づき、業務完了後、一括払いとする。

10 著作権等について

- (1)本事業に関する著作権（作成過程における素材等の著作権を含む。）その他の権利は、全て委託者に帰属するものとする。受託者は委託者の許可を得ることなく他に複製、公表、貸与、使用してはならない。
- (2)成果物及び付属品に含まれる第三者の著作権、著作者人格権の不行使及びその他の権利についての交渉や処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含むものとする

11 一般事項

- (1)受託者は、委託者から本業務に関する連絡を受けたときは、直ちに協議に応じる等の対応をしなければならない。
- (2)受託者に本要求水準書で定める事項から逸脱する行為が認められたときは、委託者は、調査の実施及び業務の中止を受託者に命じることがある。
- (3)受託者は、業務遂行中に不測の事故等が発生したときは、直ちに委託者へ連絡するとともに、適切な処理を行わなければならない。
- (4)受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除後又は期間満了後においても同様とする。
- (5)受託者は、本業務の実施により、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、全て受託者の責任において処理するものとする。
- (6)本要求水準書に明記されていない事項であっても、当然必要と認められる本業務に付帯する軽微な業務については、受託者の負担において誠実に行うものとする。
- (7)受託者は、業務の全部を一括して、または業務の監督管理に係る部分等業務の主たる部分を再委託してはならない。業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。
- (8)受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるように努めることとする。
- (9)本業務の遂行に係る各所法令等を遵守するほか、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守すること。

12 その他

- (1)その他項目に明記されていない事項については、委託者と受託者で協議して定める。
- (2)「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。